

菊池市手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の 利用の促進に関する条例

手話は、音声言語とは異なる文法体系を持ち、手指や体の動き、表情などにより
視覚的に表現する言語である。

ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し、文化を
創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかしながら、ろう教育において読唇と発声の訓練を中心とする口話教育が導入され
たことにより、手話が長年にわたり言語として認められてこなかったことなどから、ろう者
は多くの困難を抱え、不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中、平成18年に国際連合総会で採択され、平成26年に我が国も批准した
障害者の権利に関する条約において、手話は音声言語と同じく言語であることが位置付
けられた。

また、平成23年に改正された障害者基本法(昭和45年法律第84号)では、「全て障害者
は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会
が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図
られること」と規定された。

このような状況にもかかわらず、手話に対する理解や障がいの特性に応じた
コミュニケーションの手段を選択することができる環境の整備が十分に進んでいるとは
言えない。

これらを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を広め、障がいの
特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を図ることにより、障がいのある人も
ない人も、全ての市民がお互いの人格と個性を尊重しながら、安心して暮らすことができる
共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるという認識に基づく手話言語の普及及び障がいの
特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並
びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市が推進する施策を定めることによ
り、全ての市民が共に安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的
とする。

ていぎ (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として使用し、日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 障がい者 身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)、難病その他心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、指点字、代用音声(喉頭摘出等により使用するものをいう。)、平易な表現、絵図、コミュニケーションボード、重度障がい者用意思伝達装置その他障がい者が他者とのコミュニケーションを図るための手段をいう。
- (5) 合理的な配慮 障がい者が、障がいのない人と同等の権利を行使するために行われる必要かつ適切な変更又は調整であって、可能な範囲で最大限提供される配慮をいう。

きほんりねん (基本理念)

第3条 手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行わなければならない。

- 2 手話言語の普及は、手話が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の下に行わなければならない。
- 3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進は、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を障がい者自らが選択し、利用できることの重要性を市民及び事業者が理解し、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを基本として行われなければならない。

し せきむ (市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し必要な施策を推進しなければならない。

2 市は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行わなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条第1項の規定により市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、第4条第1項の規定により市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がい者が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるようにするための必要かつ合理的な配慮を行うものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第4条第1項の規定に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話言語の普及及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策
- (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報の提供に関する施策
- (3) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備に関する施策
- (4) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を支援する者の確保及び養成に関する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この^{じょうれい}条 例 は、^{れいわ}令 和 ^{ねん} 7 年 ^{がつついち} 4 月 1 日 から^{しこう}施 行 する。